台風 23 号災害対策に係る 11 月補正予算案の主な内容(府会議員団調べ)

(1)地域再建被災者住宅等支援事業の創設

被災者住宅再建補助金(補正額20億円)

- ・台風 23 号で被災した住宅の再建のため、府独自で全壊世帯等に最高 300 万円を支給するもの
- ・全壊世帯では、国の制度とあわせて、最高600万円が支給される
- ・大規模半壊世帯には最高 200 万円、半壊世帯には同 150 万円、床上浸水には同 50 万円を支給
- ・府の独自措置は、国の被災者生活再建支援法の適用地域かどうかを問わず、所得制限はなし
- ・自己負担額は4分の1、府の負担が4分の2、市町村の負担が4分の1
- ・高齢者や障害者等で低所得世帯(生活保護の 1.8 倍以内)については、20 万円まで自己負担なし

被災者住宅再建融資(補正額0.2億円)

- ・台風 23 号で被災した住宅の建て替えや改築のため、最高 700 万円を年利 1.9%、ただし 5 年間は無利子で貸し出す制度
- ・建て替えの場合は、最高 700 万円 (25 年償還・3年据置)を貸し出す
- ・改築の場合は、最高 450 万円 (10 年償還・3 年据置き)を貸し出す
- ・利用者の所得制限はなし

(2)中小企業緊急特別融資対策事業(補正額60億円)

- ・台風 23 号で打撃を受けた丹後ちりめんなど地場産業を支援するため、緊急の融資制度を創設
- ・小規模事業者対象の無担保無保証人融資は、限度額 1000 万円、年利 1 %、10 年償還・ 2 年据置
- ・中小企業向け緊急融資(無担保)は、限度額8000万円、年利1%、10年償還・2年据置
- ・セーフティネット保証など別枠の融資も利用でき、制度融資等の借換が可能

(3) 府税・手数料・府立学校授業料等の減免

手数料等の減免(詳細は別紙)

・台風 23 号の被災者が、各種証明者や免許状等の再取得を余儀なくされた場合や、事業活動の再開 のために必要となる行政手続きにかかる各種手数料を減免するもの

授業料等の減免(詳細は別紙)

・住宅の全壊・半壊、床上浸水、一部損壊の被害を受けた世帯の生徒について、府立大学・府立医科 大学および府立高等学校(府立中学校、府立看護学校も同様)の3学期分の授業料、17年度新入生 の入学料、入学考査料を全額または半額、減免するもの

税の減免・徴収猶予等

- ・台風 23 号被災者を対象に、不動産取得税、自動車取得税、自動車税の減免・執行猶予等を実施
- ・減免対象となる代替不動産の取得期限を「被災後2年以内」から「被災後3年以内」に延長
- ・被災後6ヵ月以内に代替自動車を購入した場合の自動車取得税の減免制度を新設
- ・修理を必要とする場合の自動車税減免申請の期間を「被災後10日以内」から「60日以内」に延長